

税に関する
習字・作文の入賞者

全国納税貯蓄組合連合会主催の平成29年度「小学生の税に関する習字」「中学生の税に関する作文」で、116点の習字と、285点の作文の応募がありました。

入賞した皆さんを紹介します。
(順不同、敬称略)

優秀習字

刈谷租税教育推進協議会会長賞

足立愛 (高小5年)



市長賞

井上葵 (吉小5年)



市議会議長賞

安藤早希 (高小5年)



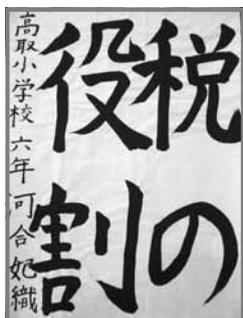
商工会会長賞

片村皓太郎 (高小5年)



東海税理士会刈谷支部長賞

河合妃織 (取小6年)



習字入賞者

優秀賞

光宗采咲 (高小6年)

優良賞

森下華衣 (吉小6年)

優秀作文の紹介

愛知県連優秀賞

川崎麗美花 (高中3年)

刈谷税務署長賞

奥谷沙那 (南中3年)

市長賞

石川莉那 (高中3年)

市議會議長賞

岩切朱子 (高中3年)

商工会会長賞

新美美沙 (高中3年)

東海税理士会刈谷支部長賞

齋藤晶 (高中3年)

作文入賞者

優秀賞

杉浦菜々 (高中3年)

鈴木遥月 (高中3年)

古居里菜 (高中3年)

問合せ先

両税務グループ (内線241・243・259)

その他

政治家の寄附などの禁止について

年末年始は贈り物やお祝い事をする機会が多い時期ですが、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることとは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。

【寄附禁止の例】

①政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義に関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めるとも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

寄附禁止のルールを守って、正しい選挙を実現しましょう。

問合せ先

両選挙管理委員会事務局

(内線328)

